

「埼玉県社会課題解決型先端デジタル技術実証・実装補助金」募集要領

1 補助対象者

- (1) 補助の対象となる事業者は、企業、大学、研究機関等とする。
- (2) 補助事業者が大学、研究機関等の場合は、共同事業体に県内企業が含まれていること。
- (3) 補助事業者が県内企業でない場合は、共同事業体に県内企業が含まれていること。
- (4) (1)の「企業」は、以下③～⑥の要件をすべて満たすものを対象とし、(2)及び(3)の「県内企業」は①～⑤の要件をすべて満たすものを対象とする。
 - ① 埼玉県内に登記簿上の本店若しくは主たる事務所を有する企業、又は埼玉県内に技術開発若しくは生産の拠点のある企業をいう。なお、本事業における補助対象物件は、原則として埼玉県内の事業所、又は開発・生産拠点で供用すること。
 - ② 埼玉県内で引き続き1年以上事業を営むこと。
 - ③ 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。
 - ④ 代表者、または法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている者も対象外とする。
 - ⑤ 先端デジタル技術を活用した製品・サービスの開発に必要な技術を持つ企業であること。
 - ⑥ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

2 対象事業

補助の対象となる事業は、以下の要件をすべて満たすものとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 社会実装を目指す製品・サービスが「社会課題」の解決に資するものであること。
- (2) 社会実装を目指す製品・サービスに「先端デジタル技術」が活用されており、活用されるメリットが明確であること。
- (3) 補助事業期間内に、社会実装を目指す製品・サービスの実証を埼玉県内で行うこと。
- (4) 補助事業に関するPRのため、公益財団法人埼玉県産業振興公社が指定する展示会への出展に協力すること。
- (5) 同一の事業内容で国等の補助金に応募していないこと。

3 補助対象経費

補助事業実施のために必要となる経費(別表)で、以下の①～③の条件をすべて満たすものを対象とする。ただし、補助事業者が県内企業である場合は、外注費及び委託費の合計を事業費総額の2分の1以下とすることとし、補助事業者が県内企業でない場合は、共同事業体の県内企業への外注費及び委託費の合計を事業費総額の2分の1以上とすることとする。なお、2(4)に規定する展示会の出展に必要な出展参加費及び出展ブース費用は公益財団法人埼玉県産業振興公社の負担とするため、補助対象経費には含めない。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生し、令和4年2月28日までに支払が完了している経費
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

4 補助率等

補助率は、補助対象経費の3分の2以内とし、補助上限金額は400万円とする(消費税及び地方消費税並びに振込手数料は補助対象外)。

5 必要書類

- (1) 交付申請書(交付要綱第7条様式1号)(原本1部、写し9部)
- (2) 事業税に係る納税証明書(直近1期分)(1部)
- (3) 決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の明細、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書を含む)(10部・直近3期分)
- (4) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票)(1部・3か月以内のもの)
- (5) 会社案内(10部)
- (6) 補助事業計画を説明する追加の参考資料(10部)
- (7) 事業の積算根拠となっている書類(見積書等)(積算根拠の妥当性の確認のため)
なお、実証に際し、仕様等が変更になることを阻害するものではない。(10部)
- (8) 他の補助金を受けたことがある場合や現在申請中の他の補助金がある場合は、その補助金名、補助年度、補助事業の概要を記載した書類(10部)

※上記の(1)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)は1部ずつ順に組み、クリップ等で止めてください。

6 受付期間

令和3年4月23日(金)～5月21日(金) 17時必着

7 申請方法

受付期間内に申請者が直接、必要書類を公益財団法人埼玉県産業振興公社(デジタル・技術支援グループ(北与野事務所))に持参又は郵送する。

8 審査

書面審査で一定の評価を得た企業に対して、二次審査として令和3年6月上・中旬に面接審査(事業計画のプレゼンテーション)を行い、採択企業を決定する。結果は令和3年6月下旬に通知する。

9 補助金の支払

補助金の支払は、補助対象者が提出する事業完了報告書の審査及び確定検査(証拠書類及び現場の検査)を実施し、補助金額を確定した上で、精算払いにより行う。

10 その他

この要領に定めることのほか、補助金事務の執行に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要領は、令和3年4月23日から施行する。

別表

補助対象経費

※ 補助事業者が県内企業である場合は、外注費及び委託費の合計額は事業費総額の2分の1以下とすること。

※ 補助事業者が県内企業でない場合は、共同事業体の県内企業への外注費及び委託費の合計を事業費総額の2分の1以上とすること。

1 実証に関する経費

No.	経費区分	内容
1	実証労務費	<p>実証に直接従事する人員の直接作業時間に対して支払う経費（原則として本給、賞与、諸手当を含む）</p> <p><注意事項></p> <p>① 実証労務費の算出方法は以下のとおりとする。</p> $\text{実証労務費} = \text{実証労務費単価}^{(\ast 1)} \times \text{直接作業時間}^{(\ast 2)}$ <p>※1 実証労務費単価</p> $= \text{給料及び賞与等の年間支払額}^{(\ast 1-1)} \div \text{年間総労働時間}^{(\ast 1-2)}$ <p>※1-1 源泉徴収票の支払額とする。応募時は令和2年源泉徴収票に基づいて実証労務費単価を算出し、見込額を計上すること。事業終了時に令和3年源泉徴収票及び直接作業時間の実績に基づき実証労務費実績額を確定すること。</p> <p>※1-2 1928時間とする [(8時間/日×5日/週×52週) - (8時間/日×19日[令和3年度国民の祝日及び年末年始])]</p> <p>ただし、別途契約書がある場合はそれに従う。</p> <p>※2 直接作業時間</p> <p>11月末日現在の遂行状況報告時及び事業実績報告時に、業務従事日誌を提出すること。</p> <p>② 実証労務費単価の上限は、1時間あたり5千円、1日あたり4万円とする。</p> <p>③ 実証労務費は小数点以下を切り捨てとする。</p>
2	技術指導費	<p>実証を実施するにあたって、外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する経費</p> <p><注意事項></p> <p>補助対象計上する場合は技術指導報告書（任意様式）が必要</p>
3	外注費	<p>実証により試作品性能を確認するため、専門機関に分析、検査、調査等を依頼するための経費</p>
4	旅費・交通費	<p>実証を実施するために必要とした旅費、滞在費、交通費</p>
5	運搬費	<p>実証実施に向けて試作品等を運搬するための経費</p>
6	備品・消耗品費	<p>実証を実施するにあたって使用する備品、消耗品に要する経費</p> <p><注意事項（備品について）></p> <p>実証事業目的以外の汎用性備品は対象外とする。</p>
7	その他経費	<p>上記以外で、理事長が特に必要と認める経費</p>

2 実証準備等に関する経費

※「2 実証準備等に関する経費」は「1 実証に関する経費」の2倍を超えない範囲とする。

No.	経費区分	内 容
1	機械装置・工具 器具費	実証に向けて改良を行う際に機械装置・工具・器具類の購入、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費
2	原材料費	実証に向けて改良を行う際に使用される試作品等の構成部分、実証の実施に直接使用し、消費される原材料に要する経費
3	技術指導費	実証に向けて改良を行う際に外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する経費
4	外注費	実証に向けて改良を行う際に要する経費
5	委託費	自社内で不可能な用務の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費
6	構築物費	実証に向けて改良を行う際に必要な構築物の購入、建造、改良、借用、保守又は修繕に要する経費
7	備品・消耗品費	実証に向けて改良を行う際に必要な備品や消耗品等の購入・リースに要する経費 ＜注意事項（備品について）＞ 実証事業目的以外の汎用性備品は対象外とする。
8	その他経費	上記以外で、理事長が特に必要と認める経費

※ 消費税及び地方消費税並びに振込手数料は補助対象外とする。